

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、風呂など人の活動にともなって、公共用水域に排出される全ての排水を指しており、し尿と生活雑排水に分けられます。

それら进行处理する主な生活排水関係施設の概要を表3-1に示します。

表3-1 生活排水処理施設の概要

処理施設の種類あるいは事業名		設置主体	所管	施設整備規模 (計画人口)	対象区域	
個別 浄化槽	個人設置の浄化槽	個人等	-	-	-	
	浄化槽設置整備事業		-	-	下水道区域外	
	浄化槽市町村整備推進事業	市町村	環境省	20戸以上、離島振興法等の地域では10戸以上	地域要件あり	
	個別排水処理施設整備事業		総務省	20戸未満。ただし処理対象地域全体で10戸以上整備予定	集合処理区域の周辺、浄化槽市町村設置事業	
集合 処理	下水道	流域下水道	都道府県	国土交通省	原則10万人以上または5万人かつ3市町村以上	2以上の市町村にわたる地域
		公共下水道（流域関連含む）	市町村		-	主として市街地
		特定環境保全公共下水道 簡易な公共下水道		-	市街地以外	
	農業集落排水施設	市町村等	農林水産省	1,000人程度以下	農業振興地域	
	漁業集落排水施設			-	漁港の集落	
	林業集落排水施設			-	林業の集落	
	コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)	市町村	環境省	101人～3万人未満	-	
	小規模集合排水処理施設		総務省	2戸以上20戸未満。ただし、処理対象地域全体で10戸以上整備予定、または他処理施設と一体的に運営	農業振興地域	
個人設置の浄化槽 (団地等の集合処理)	個人等	-	-	-		

2) 生活排水の処理主体

本町の生活排水の処理主体を表3-2に示します。

表3-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	設置主体
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	七宗町
小規模集合排水処理施設	し尿、生活雑排水	七宗町
個別排水処理施設	し尿、生活雑排水	七宗町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等、個人
単独処理浄化槽 ^{注)}	し尿	個人等
汲み取り便槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・汚泥	可茂衛生施設利用組合

注) 浄化槽法という浄化槽とは合併処理浄化槽であり、単独処理浄化槽は浄化槽の見なし施設・設備となりますが、ここでは通常に使われている合併処理浄化槽と単独処理浄化槽とします。

3) 生活排水の処理フロー

家庭の生活排水は、排出状況により「し尿・生活雑排水」、「し尿」、「生活雑排水」に分けられます。

「し尿・生活雑排水」は各クリーンセンター及び浄化槽処理後、汚泥は緑ヶ丘クリーンセンターへ運搬、処理水は公共水域へ放流されます。「し尿」は単独処理浄化槽で処理後、汚泥は緑ヶ丘クリーンセンターへ運搬、処理水は公共水域へ放流されます。くみ取り便槽より収集した「し尿」は緑ヶ丘クリーンセンターへ運搬されます。緑ヶ丘クリーンセンターへ集められた汚泥やし尿は、適切な処理により、良質な汚泥肥料となり、一部は埋立処分されています。この処理水は、公共水域に放流されます。

生活排水の処理フローを図3-1に示します。

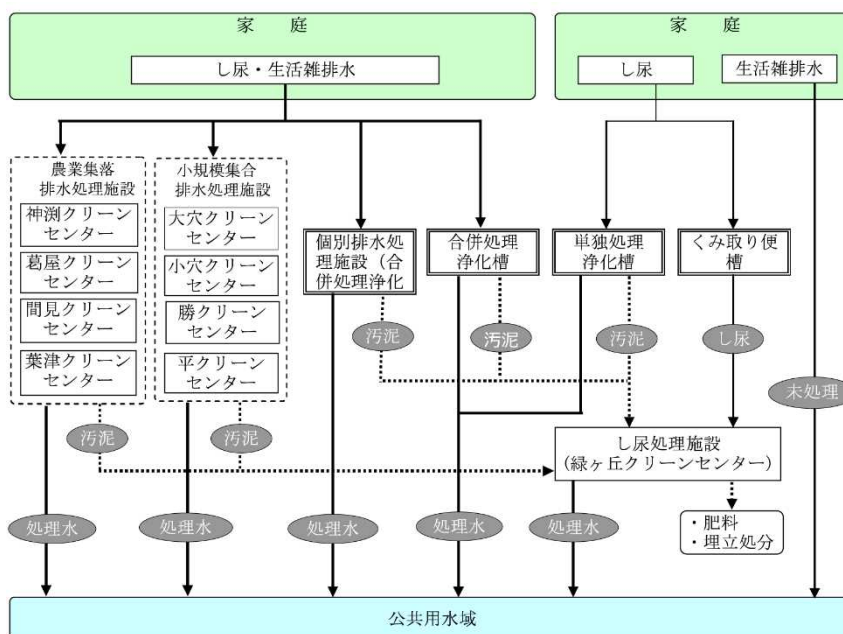


図3-1 生活排水の処理フロー

4) 生活排水処理形態別人口

本町における過去10年間（平成23年度から平成32(令和2)年度）の処理形態別人口の推移を表3-3及び図3-2に示します。

本町の水洗化・生活雑排水処理人口は、令和2年度時点で68.7%となっています。

表3-3 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	実 績 値 (単位：人口は人、生活排水処理処理率は%)									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
① 計画処理区域内人口	4,350	4,240	4,119	4,002	3,879	3,789	3,656	3,550	3,448	3,408
② 水洗化・生活雑排水処理人口	2,494	2,555	2,629	2,552	2,538	2,548	2,481	2,411	2,360	2,341
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)個別排水処理施設	656	678	678	658	666	636	625	600	583	570
(3)合併処理浄化槽	661	677	737	716	708	756	735	716	709	722
(4)小規模集合排水処理施設	154	155	147	145	135	136	130	123	120	117
(5)下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)農業集落排水施設	1,023	1,045	1,067	1,033	1,029	1,020	991	972	948	932
③ 水洗化・生活雑排水未処理人 (単独処理浄化槽)	973	904	829	805	765	745	721	710	679	662
④ 非水洗化人口	883	781	661	645	576	496	454	429	409	405
⑤ 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 生活排水処理率(%)	57.3	60.3	63.8	63.8	65.4	67.2	67.9	67.9	68.4	68.7

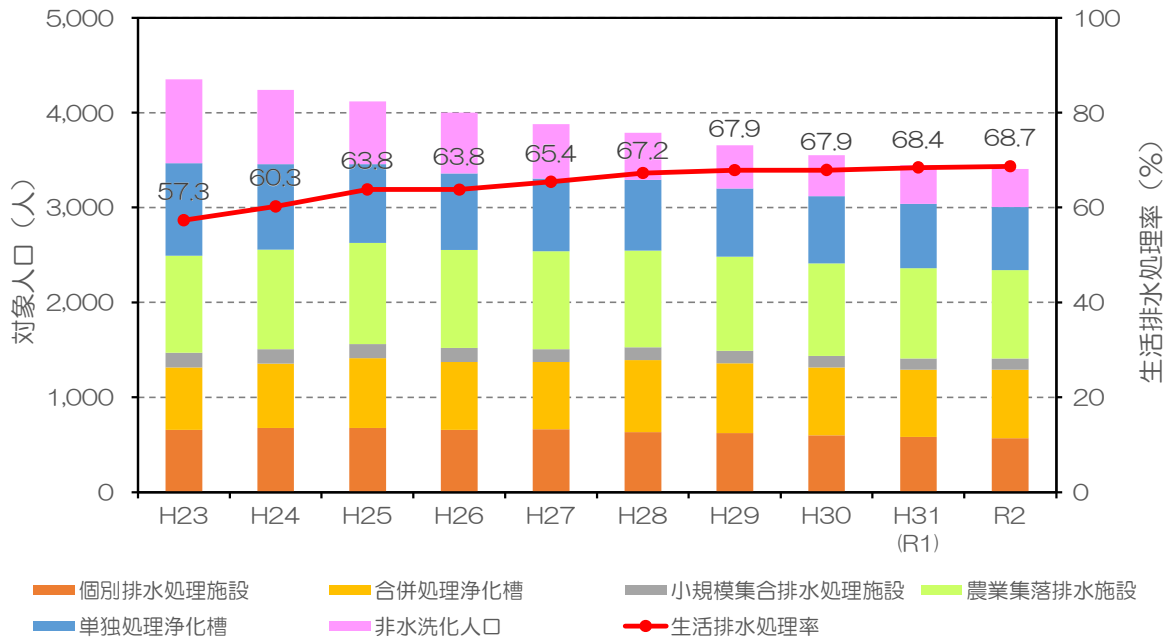


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

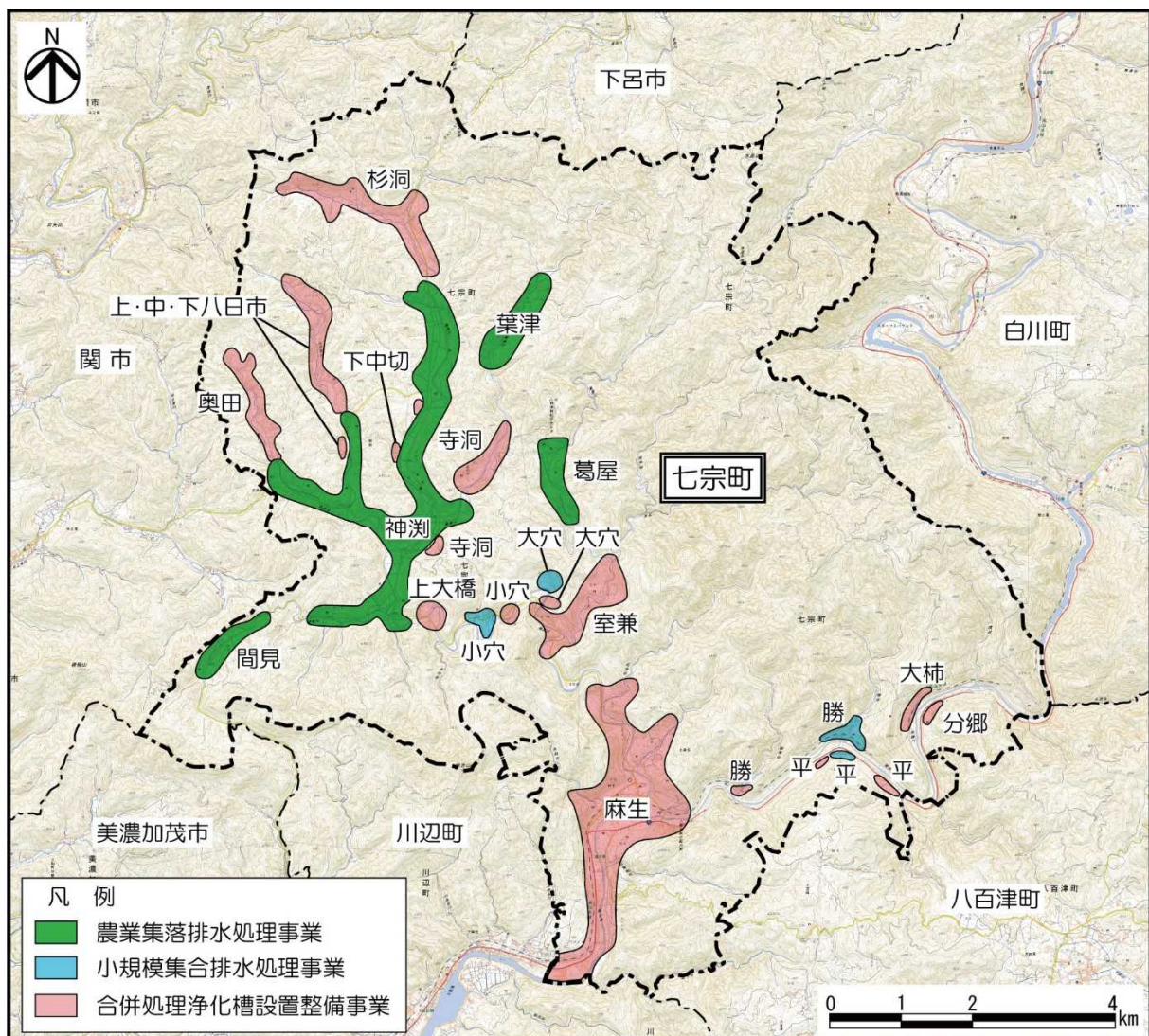
5) 生活排水処理施設の整備状況

下水の排除方式は、汚水と雨水を同一の管で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管で排除する分流式とがあり、七宗町は合流式を採用しています。

本町の下水道整備は、農業集落排水処理事業、小規模集合排水処理事業、合併処理浄化槽設置整備事業により取り組んでいます。

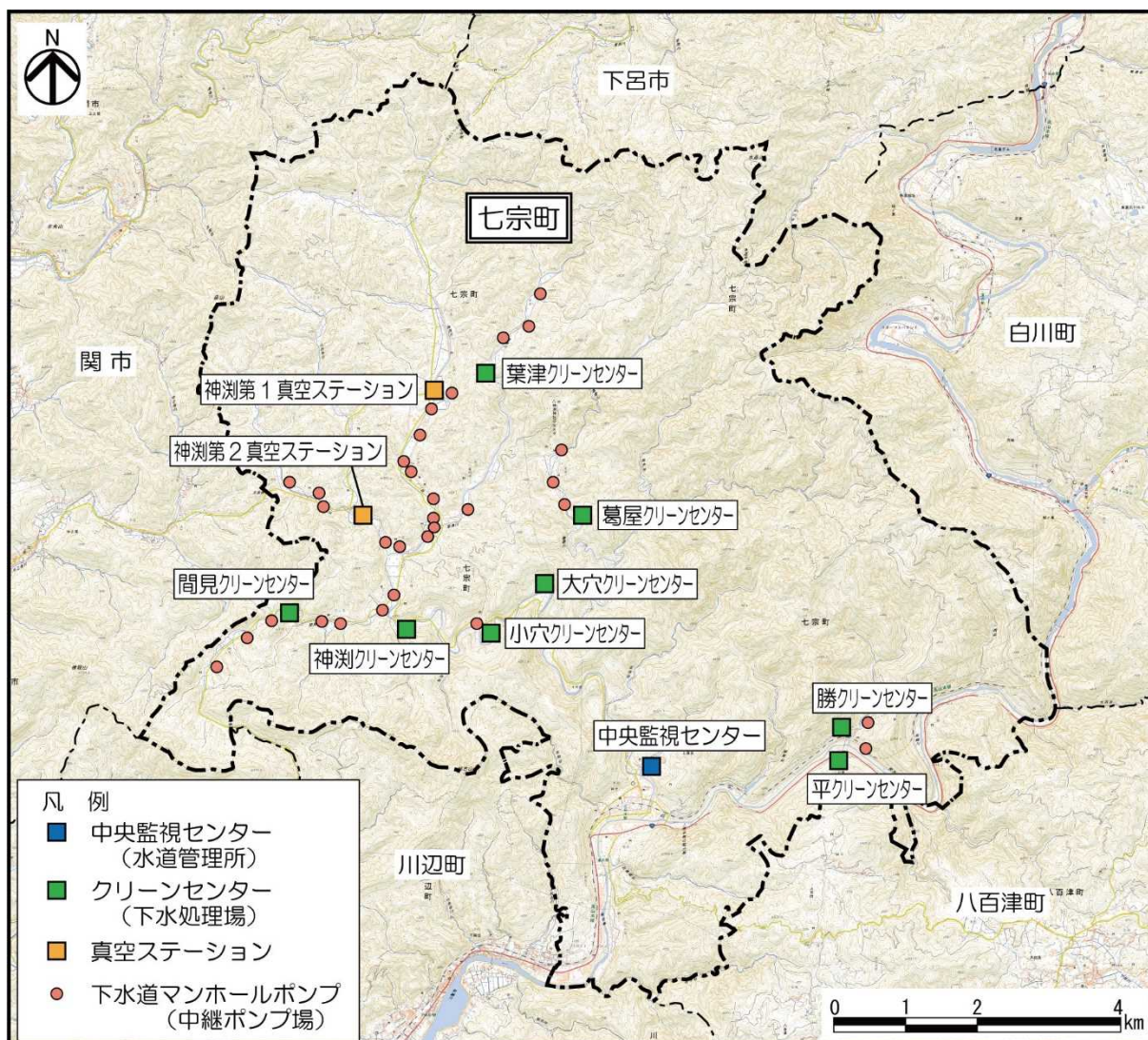
3事業による下水道整備については、図3-3の下水道事業エリア図に示すエリアを指定しています。また、七宗町下水道施設は、図3-4に示すとおり、中央監視センター（水道管理所）及び8箇所のクリーンセンター（汚水処理場）の他、真空ステーションやマンホールポンプ（中継ポンプ場）を設けています。

また、「七宗町下水道事業経営戦略」（平成29年、七宗町）では、表3-4に示すとおり、令和8年を目標年度とし、各下水道設備の処理区内人口に対する水洗化率を設定しています。



「七宗町下水道事業エリア図」（令和3年11月閲覧）より作成

図3-3 下水道事業エリア



「七宗町下水道施設一覧図」（令和3年11月閲覧）より作成

図3-4 下水道施設一覧図

表3-4 各下水道設備の処理区内人口に対する水洗化率

単位：％

下水道事業	平成27年 （現況）	令和8年 （目標年度）
個別排水処理事業	75.9	86.1
小規模集合排水処理事業	81.7	85.4
農業集落排水処理事業	79.4	92.0

出典：「七宗町下水道事業経営戦略」（平成29年、七宗町）

2. 収集運搬の現状

農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設からの汚泥は、許可業者により、収集、運搬され、し尿処理施設（緑ヶ丘クリーンセンター）で処理されています。

また、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽からの汚泥及び汲み取り便槽からの生し尿も同様に処理されています。

本町における収集運搬体制を表3-5に示します。

表3-5 収集運搬体制

区分	収集運搬	収集区域	収集方法
農業集落排水処理施設汚泥	許可事業者	農業集落排水処理施設（4箇所）	バキューム式収集運搬車、汚泥濃縮車による戸別収集方式
小規模集合排水処理施設汚泥	許可事業者	小規模集合排水処理施設（4箇所）	バキューム式収集運搬車、汚泥濃縮車による戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可事業者	町内全域	バキューム式収集運搬車、汚泥濃縮車による戸別収集方式
生し尿	許可事業者	町内全域	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式

3. 中間処理及び最終処分の現状

1) し尿及び汚泥処理施設による処理

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターで処理されています。

(1) 処理施設の概要

緑ヶ丘クリーンセンターの汚泥再生処理施設の概要を表3-6、位置を図3-5に、処理フローを図3-6に示します。

なお、高度処理設備及び炭化・焼却設備は、平成2年度より休止しています。

表3-6 汚泥再生処理施設の概要

管理主体	可茂衛生施設利用組合
施設名称	緑ヶ丘クリーンセンター
所在地	美濃加茂市牧野1912-2
共用開始	平成16年4月
処理規模	汚泥再生処理施設 100kℓ/日 (し尿36kℓ + 浄化槽汚泥64kℓ) 第3プラント 100kℓ/日
処理方式	前処理 : 細目スクリーン+スクリュープレス 水処理 : 標準脱窒素処理方式 高度処理 : 凝集沈殿+オゾン+砂ろ過 汚泥処理 : 多重円盤脱水+乾燥+炭化または焼却 臭気処理 : 高濃度 = 生物脱臭 中濃度 = アルカリ洗浄+活性炭吸着 低濃度 = 活性炭吸着
放流先	木曾川

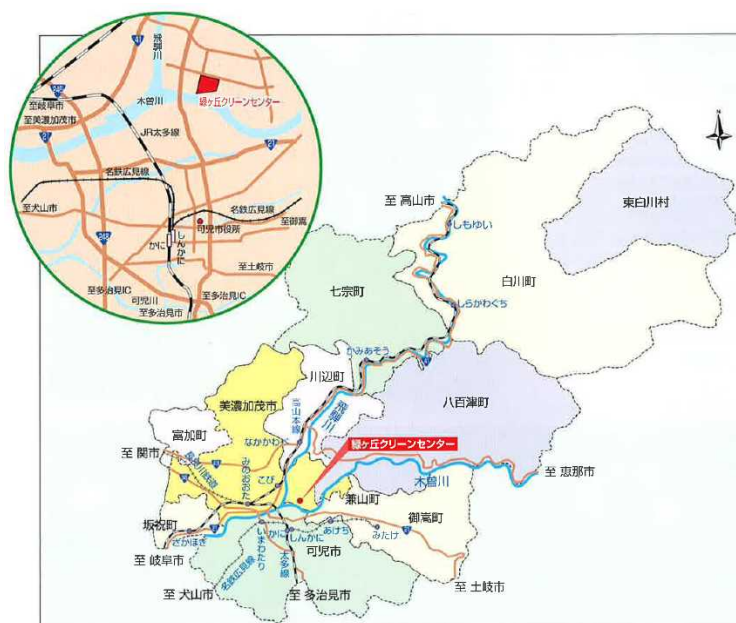
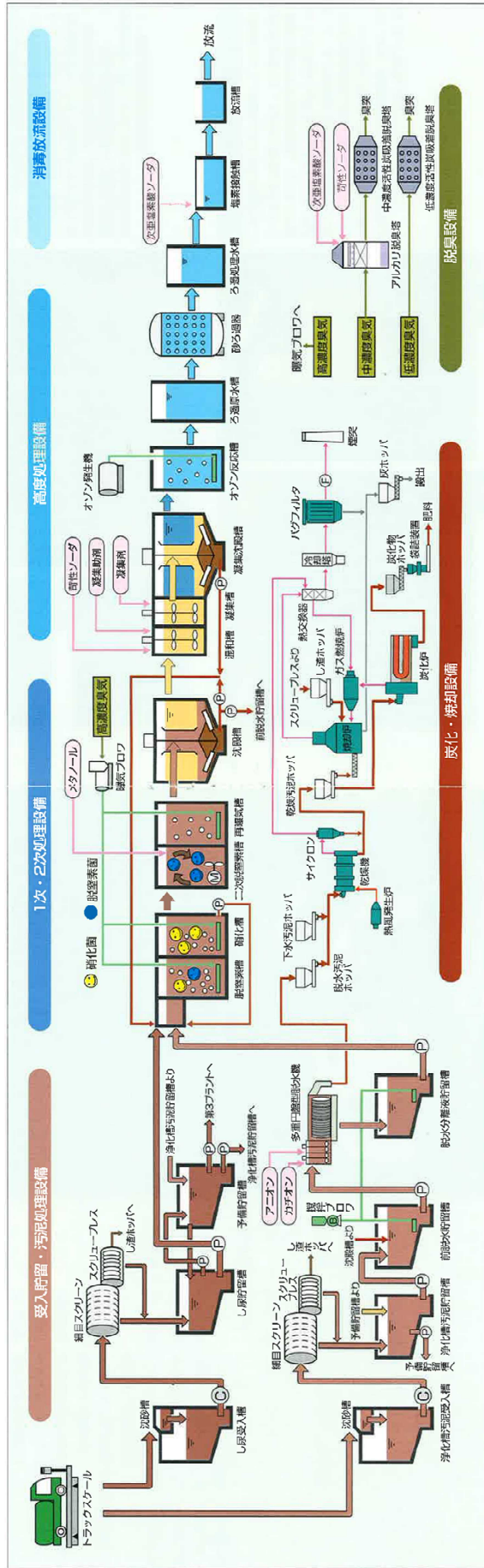


図3-5 緑ヶ丘クリーンセンターの汚泥再生処理施設の位置



出典：緑ヶ丘クリンセンサターパンフレット

図3-6 汚泥再生処理施設の処理フロー

(2) 処理量

し尿及び汚泥の処理量を表3-7及び図3-7に示します。

平成30年度以降、し尿及び浄化槽汚泥処理量は横ばい傾向にあります。

表3-7 し尿及び汚泥処理量

単位：kℓ/年

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
し尿	497.4	532.1	494.1	454.1	350.4	320.3	303.1	264.8	255.7	252.1
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	1,770.8	1,823.6	1,697.1	1,753.5	1,890.3	1,686.2	1,600.0	1,546.7	1,552.0
	農業集落排水施設	714.5	689.4	733.9	795.0	708.0	968.1	857.0	882.0	925.2
	単独処理浄化槽	726.8	625.2	678.3	611.9	651.1	608.6	560.5	562.2	559.2
	小計	3,212.1	3,138.2	3,109.3	3,160.4	3,249.4	3,262.9	3,017.5	3,009.5	2,977.5
下水道汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	3,709.5	3,670.2	3,603.4	3,614.5	3,599.8	3,583.2	3,320.6	3,274.3	3,233.2	3,288.5

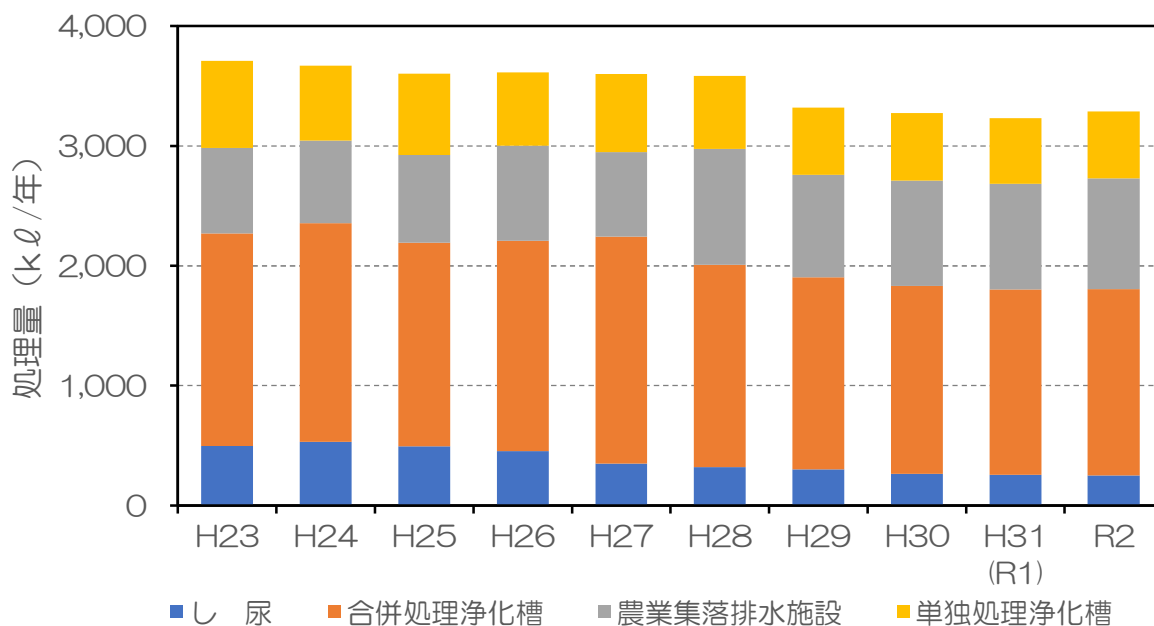


図3-7 し尿及び汚泥処理量の推移

(3) 合併処理浄化槽

本町では、可茂衛生施設利用組合の「可茂地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、合併処理浄化槽の整備計画を進めています。

合併処理浄化槽の整備は、公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域以外の区域を対象としており、その整備事業計画の概要は表3-8に示すとおりです。

なお、同整備計画は、現在、実績を踏まえた計画の変更を行っているところです。

表3-8 合併処理浄化槽の整備事業計画

事業主体	七宗町	
事業名称	浄化槽施設整備事業	
事業の実施目的 及び内容	優れた自然環境の保全や産業基盤の確保、文化的生活の維持を図るため、個別の浄化槽の施設整備促進を図る。	
事業期間	平成29年度～平成34（令和4）年度	
事業対象地域の要件	農業集落排水処理区域及び小規模集合排水処理区域以外の区域について、個別の合併処理浄化槽により処理する。	
事業計画	5人槽	30基（処理対象人口：150人）
	6～7人槽	30基（処理対象人口：210人）
	8～10人槽	12基（処理対象人口：120人）
	計	72基（処理対象人口：480人）

出典：可茂地域循環型社会形成推進地域計画（平成28年11月、可茂衛生施設利用組合）

4. 流末河川の水質

本町では、生活排水等の影響による流末河川の状況を確認するため、平成19年から水質調査を行っています。町内5地点での水質の状況を見ると、大腸菌群数がNo.1（大塚橋）、No.2（米野橋）及びNo.3（新落合橋）で環境基準に適合していない年があります。なお、それ以外の項目については、環境基準に適合していました。

調査地点を図3-8に、河川水質調査結果を表3-9に示します。

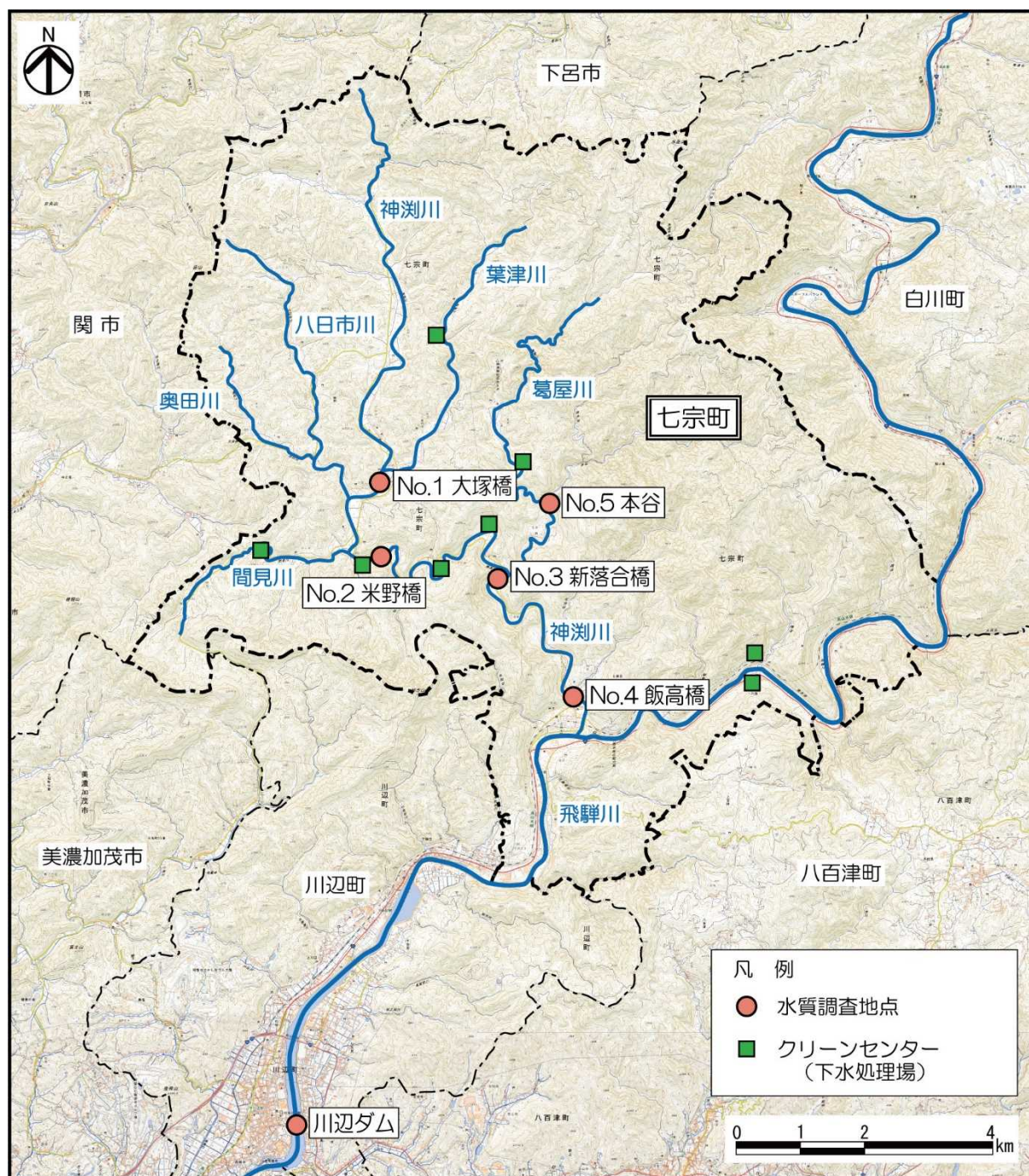


図3-8 河川水質調査地点

表3-9 河川水質調査結果

調査地点	調査年度	測定項目								
		pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌 群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	陰イオン 界面 活性剤 (mg/L)
No.1大塚橋	H28年度	7.6	0.5	1.0	<1	11	330	0.19	0.020	<0.02
	H29年度	7.3	<0.5	0.9	<1	13	790	0.22	0.026	<0.02
	H30年度	7.8	<0.5	0.9	<1	13	270	0.17	0.013	<0.02
	R元年度	7.1	<0.5	0.7	<1	13	230	0.27	0.014	<0.02
	R2年度	7.5	0.6	1.1	<1	12	3,300	0.23	0.019	<0.02
No.2米野橋	H28年度	7.5	<0.5	0.8	<1	11	2,200	0.21	0.020	<0.02
	H29年度	7.4	<0.5	0.6	<1	13	1,100	0.22	0.020	<0.02
	H30年度	7.5	<0.5	0.9	<1	13	790	0.17	0.022	<0.02
	R元年度	7.1	<0.5	0.8	<1	13	45	0.27	0.018	<0.02
	R2年度	7.4	<0.5	1.1	<1	12	4,900	0.20	0.016	<0.02
No.3新落合橋	H28年度	7.6	<0.5	0.9	<1	11	490	0.16	0.014	<0.02
	H29年度	7.5	<0.5	0.8	<1	13	1,100	0.17	0.015	<0.02
	H30年度	7.7	<0.5	0.9	<1	13	130	0.10	0.010	<0.02
	R元年度	7.1	<0.5	0.9	<1	13	93	0.24	0.014	<0.02
	R2年度	7.6	<0.5	1.1	<1	12	700	0.18	0.015	<0.02
No.4飯高橋	H28年度	7.7	<0.5	1.0	<1	12	330	0.14	0.010	<0.02
	H29年度	7.5	<0.5	0.9	<1	13	330	0.16	0.012	<0.02
	H30年度	7.8	<0.5	0.8	<1	13	230	0.11	0.009	<0.02
	R元年度	7.1	0.6	0.8	<1	13	45	0.23	0.014	<0.02
	R2年度	7.8	<0.5	1.1	<1	13	490	0.15	0.011	<0.02
No.5本谷	H28年度	7.1	<0.5	0.7	<1	12	230	0.12	0.003	<0.02
	H29年度	7.2	<0.5	0.8	<1	12	170	0.16	0.009	<0.02
	H30年度	7.4	<0.5	0.7	<1	13	70	0.12	0.006	<0.02
	R元年度	6.9	<0.5	0.9	<1	13	33	0.16	0.009	<0.02
	R2年度	7.2	<0.5	1.0	<1	12	230	0.10	0.008	<0.02
[参考] 川辺ダム	H28年度	7.1	1.0	1.8	1	11	13,000	0.41	0.023	—
	H29年度	7.1	0.7	2.0	1	12	870	0.36	0.019	—
	H30年度	7.4	0.7	1.6	5	11	5,800	0.40	0.019	—
	R元年度	7.3	0.7	1.7	3	11	2,700	0.37	0.013	—
	R2年度	7.4	0.6	1.7	2	11	2,600	0.30	0.008	—
環境基準 (A類型)		6.5 以上 8.5 以下	2 以下	—	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—

注1) 〇は、環境基準に適合していないことを示します。

注2) 川辺ダムの値は、年間平均値です。

第2章 生活排水処理の評価と課題

1. 前計画の目標達成度

1) 予測値との比較

前計画では、極力多くの生活排水を適正に処理し、河川等の公共水域の保全に努めていくことを目標とし、農業集落排水への接続推進、合併処理浄化槽の設置推進、し尿・浄化槽汚泥の適切な処理の推進、適正な中間処理・最終処分の推進等に取り組むこととしました。

生活排水処理形態別人口について、前計画での中間目標年度及び計画目標年度の予測値と実績値の対比を表3-10に、し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値と実績値の対比を表3-11に示します。

中間目標年度、計画目標年度ともに、生活排水処理率は予測値を上回り、計画よりも処理率の向上は伸び悩みました。

表3-10 生活排水処理形態別人口の予測値と実績値

区 分	平成22年度	平成28年度		平成33年度(令和3年度)	
	前計画策定時	中間目標年度		計画目標年度	
	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値 (令和2年度)
① 計画処理区域内人口(人)	4,672	4,268	3,789	3,912	3,408
② 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	2,661	3,188	2,548	3,029	2,341
(1)コミュニティ・プラント(人)	-	-	-	-	-
(2)合併処理浄化槽(人)	1,567	2,212	-	2,113	-
①個別排水処理施設(人)	656	-	636	-	570
②合併処理浄化槽(人)	661	-	756	-	722
③小規模集合排水処理施設(人)	154	-	136	-	117
(3)下水道(人)	-	-	-	-	-
(4)農業集落排水施設(人)	1,094	976	1020	916	932
③ 水洗化・生活雑排水終末処理人口 (単独処理浄化槽)(人)	1,054	963	745	883	
④ 非水洗化人口(人)	957	94	496	0	405
⑤ 計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0
⑥ 生活排水処理率(%) ②/①×100	57.0	74.7	67.2	77.4	68.7

表3-11 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値と実績値

単位：kℓ/年

区 分	平成22年度	平成28年度		平成33年度（令和3年度）	
	前計画策定時	中間目標年度		計画目標年度	
	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値 (令和2年度)
し尿	206	61	320	0	252
浄化槽汚泥	2,114	2,572	3,263	3,029	3,036
合併処理浄化槽	1,287	1,817	1,686	2,113	1,552
農業集落排水施設	-	-	968	-	925
単独処理浄化槽	827	756	609	916	559

2) 施策実施状況

前計画の施策に対する町の取り組み状況を表3-12に示します。

表3-12 生活排水の適正処理のための取り組み状況

[生活排水処理施設の整備推進]

項目	取り組み計画	実績
生活排水処理施設の整備推進		
<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水への接続推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設未接続世帯に対する啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の整備可能区域は概ね整備が完了しました。
<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置推進 	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置整備事業の継続実施 合併処理浄化槽設置整備事業の普及啓発及び浄化槽の設置の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページで浄化槽の設置補助金の交付を掲載し普及啓発を行っています。また、合併処理浄化槽設置整備事業を継続して実施しており、補助金の交付を行っています。

[し尿・浄化槽汚泥の適切な処理の推進]

項目	取り組み計画	実績
し尿・浄化槽汚泥の適切な処理の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 効果的な収集・運搬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 排出状況に応じた収集・運搬体制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 変化がなかったため、従来通りの体制で実施継続しています。
<ul style="list-style-type: none"> 適正な中間処理・最終処分の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 施設における環境保全対策の継続実施 施設の適正な維持・管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緑ヶ丘クリーンセンターへ中間処理及び最終処分を委託しており、適切な環境保全対策及び安全な施設の維持管理を実施継続しています。

[その他の生活排水の処理に関する事項]

項目	取り組み計画	実績
その他の生活排水の処理に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 環境に対する意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 町内の小学校等を対象に、施設見学等による環境学習の支援を行いました。
<ul style="list-style-type: none"> 家庭でできる発生源対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭でできる発生源対策の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道のしおり等の配布を行い、家庭で出来る発生源対策の情報提供を行いました。

2. 生活排水処理の課題

1) 適正処理

(1) 生活排水処理施設による適正処理

これまでの整備計画により生活排水処理施設の整備を進めておりますが、生活排水処理率は伸び悩んでいる状況です。

七宗町の地域特性上、公共下水道の整備は困難であり、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進していく必要があります。

さらに、生活排水処理施設の整備済みの地域において、生活排水処理施設への接続や合併処理浄化槽が使用されていない住宅については、啓発活動等により適正処理を推進していく必要があります。

2) 収集運搬

(1) 収集体制の維持

生活排水処理施設の整備・普及等により、し尿等の収集範囲や収集量の減少に伴う収集作業の非効率化は避けられませんが、許可業者と協議し住民サービスが低下することのないよう、適切な収集体制を維持していく必要があります。

3) 中間処理

(1) 合併浄化槽における維持管理

合併処理浄化槽を使用している家庭でも、法定検査の受検など適正な維持管理が行われていない場合があります。これらについては、環境教育や啓発活動等により生活排水に関する意識の向上を図っていくとともに、適正な維持管理の実施を促していくことが必要です。

4) その他

(1) 河川への汚濁負荷の低減

安易な生活雑排水等の排出により河川水質に汚濁負荷を与えることがあり、良好な河川水質の維持の他、より良い水辺環境の維持・向上を目指して、啓発活動等により生活排水に関する意識の向上を図っていく必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 将来像と基本目標

七宗町第五次総合計画では、まちの将来像実現に向けた基本目標や主な施策を表3-13に示すとおり定めています。

本計画においては、この基本目標並びに主要施策に準じて、ごみの減量、再資源化の推進及び環境教育やマナーの向上を通じて、まちの将来像の実現に資することとします。

表3-13 七宗町第五次総合計画の概要（生活排水処理に係ること）

まちづくりの基本 コンセプト	住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう
基本目標2	自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり
今後の方向性 [上・下水道の整備]	合併浄化槽や下水道処理施設の適正な維持管理や指導に努め、河川や水路等の環境を保全し、快適で衛生的なまちづくりを目指します。 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、「七宗町下水道基本構想」に基づき計画的に下水道事業を推進します。
主な施策及び内容	
<p>し尿収集体制の整備、施設の効果的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可業者運搬車の計画的、合理的な配車計画等による円滑な事業実施に努めます。 可茂衛生施設利用組合のし尿処理施設である緑ヶ丘クリーンセンターを効果的に利用します。 	
<p>合併浄化槽等の適正管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽等の適正な維持管理に向けて、設置者に対して清掃、保守点検等の指導の徹底を図ります。 	
<p>合併処理浄化槽の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業や小規模集合排水処理事業の整備区域外での快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。 	
<p>下水道処理施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業、農業集落排水事業等が見込まれない地域の快適な生活環境の確保と河川や水路の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備、普及を促進します。 	
<p>未接続家屋の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民の意識啓発を図りながら、未接続家屋の解消に努めます。 	

2. 計画目標年度

本計画では対象期間を10年間とし、中間目標年度を令和8年度、目標年度を令和13年度とします。また、計画策定の前提とする諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うこととします。

3. 数値目標

「七宗町下水道経営戦略」では、将来人口が減少していく中で、平成38年度（令和8年度）における予測値として、個別排水処理事業全体での水洗化率が86.1%、小規模集合排水処理施設の水洗化率が85.4%、農業集落排水事業の水洗化率が92%となる計画としています。

また、「七宗町第五次総合計画」では、平成37年度（令和7年度）における目標値として、下水道普及率を80%と掲げています。

本計画では上記計画も踏まえ、表3-14のとおり生活排水処理率を中間目標年度（令和8年度）で80%、目標年度（令和13年度）で90%とすることを目標とします。

なお、住居等の水洗化に関しては、種々の理由からまだ単独処理浄化槽の利用や水洗化されていない住居等があります。それらすべての水洗化は困難な面も想定されますが、今後も引き続き個別に対応する等して、早期に生活排水処理率の目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

表3-14 数値目標

項目	現在 (令和2年度)	目標	
		中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率	68.6%	80%	90%

注) 生活排水処理率(%)

＝ (コミュニティプラント＋合併処理浄化槽＋下水道＋農業集落排水施設の各利用人口) ÷ 町の人口

4. 生活排水処理の推計

1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位の設定

原単位の設定は、過去5年間における処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の実績値から、表3-15に示すように設定します。

表3-15 し尿及び浄化槽汚泥の予測推計に用いる原単位

区 分	し尿			浄化槽汚泥								
	非水洗化人口	し尿処理量	し尿処理原単位	合併処理浄化槽			農業集落排水施設			単独処理浄化槽		
				人口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位
(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	(人)	(kℓ/年)	(kℓ/人・日)	
平成28年度	496	320	0.0018	1,392	1,686	0.0061	1,156	968	0.0023	745	609	0.0022
平成29年度	454	303	0.0018	1,360	1,600	0.0060	1,121	857	0.0021	721	560	0.0021
平成30年度	429	265	0.0017	1,316	1,567	0.0060	1,095	881	0.0022	710	562	0.0022
平成31年度 (令和元年度)	409	256	0.0017	1,292	1,547	0.0060	1,068	882	0.0023	679	549	0.0022
令和2年度	405	252	0.0017	1,292	1,552	0.0059	1,049	925	0.0024	662	559	0.0023
原単位採用値	—	—	0.0017	—	—	0.0060	—	—	0.0023	—	—	0.0022
備 考	直近5年のばらつきが小さいため、直近5年間の平均値を採用			直近5年のばらつきが小さいため、直近5年間の平均値を採用			直近5年のばらつきが小さいため、直近5年間の平均値を採用			直近5年のばらつきが小さいため、直近5年間の平均値を採用		

2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測値に、し尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位を乗じて、目標年度におけるし尿量、浄化槽汚泥処理量を予測します。

生活排水処理形態別人口の将来予測値は、表3-16に示すとおりです。

また、し尿量及び浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果は、表3-17及び図3-9に示すとおりです。

表3-16 生活排水処理形態別人口の現状及び予測推計値

区 分	令和2年度 (実績値)	令和8年度 中間目標年度	令和13年度 計画目標年度
① 計画処理区域内人口 (人)	3,408	3,135	2,921
② 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	2,341	2,761	2,644
(1) コミュニティ・プラント (人)	0	0	0
(2) 個別排水処理施設 (人)	570	1,024	979
(3) 合併処理浄化槽 (人)	722	664	619
(4) 小規模集合排水処理施設 (人)	117	113	107
(5) 下水道 (人)	0	0	0
(6) 農業集落排水施設 (人)	932	960	939
③ 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (人)	662	232	172
④ 非水洗化人口 (人)	405	142	105
⑤ 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
⑥ 生活排水処理率(%) : ②÷①×100	68.7	88.1	90.5

表3-17 し尿量、浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果

区 分	原単位 (kℓ/人・日)	令和2年度 (実績値) (kℓ/年)	令和8年度 中間目標年度 (kℓ/年)	令和13年度 計画目標年度 (kℓ/年)
し尿	0.0017	252	90	67
浄化槽汚泥	—	3,036	4,756	4,501
合併処理浄化槽	0.0060	1,552	3,687	3,500
農業集落排水施設	0.0023	925	882	863
単独処理浄化槽	0.0022	559	187	139

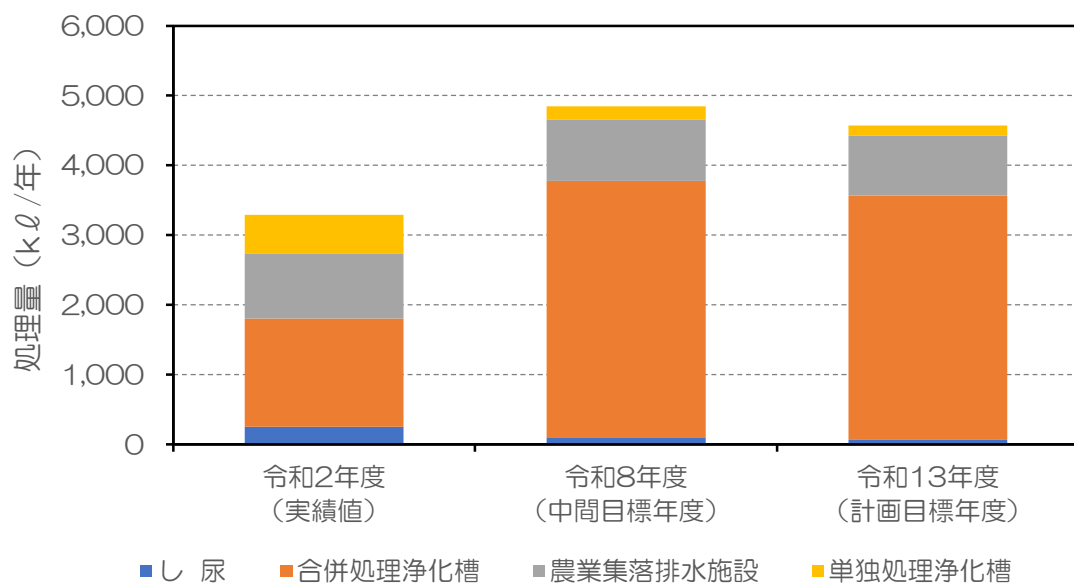


図3-9 し尿量、浄化槽汚泥処理量の現状及び予測推計結果

5. 施設整備に関する事項

1) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で、合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

2) 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備促進については、「第1章 1. 生活排水処理の現状 5) 生活排水処理施設の整備状況」に示したとおり、農業集落排水整備事業、小規模集合排水整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業により取り組んでいます。

今後は下水道事業経営戦略にしたがって、整備を進め、水洗化率の向上に努めます。

6. 浄化槽汚泥及びし尿の処理に関する事項

1) 浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理（法定検査、保守点検、汚泥引抜）を啓発活動等により促進します。

2) 収集・運搬計画

農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥と、汲み取り便槽からのし尿は、従来どおり、許可業者により収集・運搬を行います。

また、合併浄化槽の設置・転換、農業集落排水施設の整備等、収集運搬を取り巻く状況の変化も予想されるため、効率性等を勘案した合理的な収集運搬体制を検討していきます。

3) 中間処理・資源化計画

収集した浄化槽汚泥及びし尿は、従来どおり可茂衛生施設利用組合の緑ヶ丘クリーンセンターにおいて今後も適正な処理を行う。

7. その他生活排水の処理に関する事項

1) 発生源対策の促進

廃食用油の適正処理、洗剤等の適量使用等、家庭でできる発生源対策を啓発活動や情報提供を行うことにより促進します。

2) 環境に対する意識の向上

環境保全に係る広報・啓発活動や環境学習を推進し、住民の環境保全意識の向上に努めます。